



平成28年5月9日

各 位

会 社 名：株式会社太平製作所
代表者名：代表取締役社長 神谷 慎二
(コード：6342 東証・名証第二部)
問合せ先：取締役総務部長 桂山 哲夫
(TEL：0568-73-6411)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月24日開催予定の第129回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成28年6月24日開催予定の当社第129回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正に伴い、定款の定めによって、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるように、またその期待される役割を十分に発揮できるよう、第26条(取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月24日(予定)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社太平製作所と称する。 英字を用いるときはTaihei Machinery Works, Limitedとする。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (以下、記載省略)</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は、本店を愛知県小牧市に置く。</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2, 5 0 0 万株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。</p> <p>3 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれを代行する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>(取締役会の議長) 第22条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議長) 第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第25条 取締役会の決議によって、顧問および相談役を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) 第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任 期) 第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(中間配当) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第35条 (現行どおり)</p>